

福岡県公報

令和元年11月26日
第 58 号

目次

告示 (第437号 - 第449号)

○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告		
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	6
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	7
○町の換地計画の適否決定	(農村森林整備課)	7
○特定危険薬物の指定の失効	(薬 務 課)	7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課)	8
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	8

警察本部

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部交通企画課) …………… 8

告 示

福岡県告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
古生61	古賀おなかぼんぼん内科クリニック	古賀市美郷203	R 1 ・ 11 ・ 1
大野生146	いで耳鼻咽喉科	大野城市南ケ丘四丁目3-18	R 1 ・ 11 ・ 1
春生184	馬場内科・乗本こころのクリニック	春日市須玖南三丁目87	R 1 ・ 11 ・ 1
豊生85	おく耳鼻咽喉科	豊前市大字吉木443-7	R 1 ・ 11 ・ 1
粕生歯73	新宮おかべ歯科	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目10-5 アーバンモール新宮中央	R 1 ・ 10 ・ 14
粕生歯74	さん歯科子ども歯科クリニック	糟屋郡新宮町三代西二丁目15-10	R 1 ・ 11 ・ 5
福津生歯41	福岡歯科医院	福津市津屋崎六丁目2-11	R 1 ・ 10 ・ 1
福津生歯42	きらり歯科クリニック	福津市日蒔野六丁目14-3	R 1 ・ 11 ・ 1
糸島地生歯56	有田クリニック（歯科）	糸島市前原西四丁目5-28	R 1 ・ 7 ・ 1

京生歯102	よしなが歯科	京都府みやこ町犀川本庄鎌手570-1	R1・10・1
古生薬35	調剤薬局ツルハドラッグ 古賀美郷店	古賀市美郷203	R1・11・1
大野生薬91	株式会社大賀薬局 南ヶ丘店	大野城市南ヶ丘四丁目9-20	R1・11・1
柳生薬59	平成堂薬局 上宮永店	柳川市上宮永町133-26	R1・10・1
田生薬95	佐々木薬局	田川市新町24-24	R1・11・1
粕生訪16	訪問看護ステーションあかり	糟屋郡志免町志免四丁目1-7	R1・10・1

福岡県告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
福津生歯15	福間歯科医院	福津市津屋崎6-2-11	R1・9・30
像生歯46	村田歯科医院	宗像市東郷四丁目1-22	R1・10・10
京生歯74	よしなが歯科医院	京都府みやこ町犀川本庄字鎌手570-1	R1・9・30
柳生薬14	ペチカ調剤薬局	柳川市上宮永町133-26	R1・9・30

田生薬19	日の出調剤薬局	田川市新町24-25	R1・10・1
行生薬53	調剤薬局マツモトキヨシ 行橋店	行橋市西宮市二丁目1-21	R1・8・31
粕生訪5	訪問看護ステーション エルム	糟屋郡粕屋町大字大隈1055-1	R1・8・31

福岡県告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
粕生352	医療法人高坂会たかさき脳神経外科クリニック	医療法人高坂会 篠栗たかさき脳神経外科クリニック	糟屋郡篠栗町大字尾仲101-2	R1・10・1
粕生25	福岡県立粕屋新光園	福岡県こども療育センター新光園	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目2番1号	R1・10・1
像生109	医療法人田上医院	医療法人 むなかた内科・呼吸器内科クリニック	宗像市徳重一丁目10番20号	R1・9・1
筑生60	医療法人小林外科	こばやし医院	筑後市大字長浜2358	R1・10・1
行生117	医療法人煙飛堂今永眼科医院	医療法人尚医会 宮本眼科	行橋市西宮市一丁目4-1	R1・9・9
粕生25	福岡県立粕屋新光園（歯科）	福岡県こども療育センター新光園（歯科）	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目2番1号	R1・10・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
八女生薬6	大島調剤薬局	八女市大島522-1	八女市本村691-2	R1・9・1
八女生薬51	タケシタ調剤薬局 八女店	八女市高塚507-1	八女市高塚510-3	R1・9・22
大生薬195	かなえ調剤薬局	大牟田市大字手鎌955-1	大牟田市大字手鎌955-3	R1・10・1

福岡県告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
嘉鞍生マ7	松岡 大輔（快充マッサージ）	鞍手郡小竹町大字御徳1979-7	R1・10・10
飯生マ77	内田 静枝（訪問マッサージ さくら）	飯塚市相田113-25	R1・10・1
筑生柔25	平川 昌史（筑後名倉堂整骨院）	筑後市大字山ノ井792-4	R1・10・2
像生柔124	上林 祥子（はりきゅう整骨院KMEDICAL）	宗像市赤間駅前二丁目8-10 花田ビル101	R1・10・25
粕生柔189	宮平 直太（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R1・9・17

粕生柔190	安部 佳憲（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R1・9・17
粕生柔191	山崎 裕斗（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R1・9・17
宗遠生柔39	佃 晋吾（堺整骨院 水巻院）	遠賀郡水巻町樋口3-7	R1・9・25
宗遠生柔40	新原 浩樹（堺整骨院 水巻院）	遠賀郡水巻町樋口3-7	R1・9・25
宗遠生柔41	川上 康宏（エクティブ整骨院）	遠賀郡水巻町頃末北二丁目14-22	R1・9・1
飯生はき27	江藤 泰輔（からだ元気治療院 飯塚・桂川店）	飯塚市立岩1431-1	R1・9・16
像生はき20	小濱佳二郎（はりきゅう整骨院KMEDICAL）	宗像市赤間駅前二丁目8-10 花田ビル101	R1・10・25
嘉鞍生はき8	松岡 大輔（快充マッサージ）	鞍手郡小竹町大字御徳1979-7	R1・10・10

福岡県告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
直生マ29	杉 邦明（マッサージ工房いやし）	直方市大字直方338-1	R1・10・15
飯生マ46	渡邊 和夫（訪問マッサージ さくら）	飯塚市相田113-25	R1・9・30

田川生マ47	杉 邦明 (マッサージ工房あんじゅ)	田川郡糸田町4063番地2	R1・10・15
み生柔1	平川 昌史 (平川整骨院)	みやま市瀬高町下庄1381-4	R1・9・30
粕生柔167	清水 一雄 (新宮中央整骨院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R1・9・2
粕生柔187	嶋内 巧 (新宮中央整骨院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R1・9・2
直生はき15	花田 義博 (マッサージ工房いやし)	直方市大字直方338-1	R1・10・15
飯生はき9	上田 健博 (自給想鍼灸院)	飯塚市津島154	R1・10・28

福岡県告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和62年6月2日農林水産省告示第680号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和63年5月16日農林水産省告示第618号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

久留米	県道	御井 諏訪野線	前	久留米市野中町682番1 先から 久留米市野中町682番8 先まで	6.1 ～ 10.7	14.0
			後	久留米市野中町682番1 先から 久留米市野中町682番8 先まで	6.1 ～ 6.3	

福岡県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米 柳川線	前	久留米市大善寺町宮本53 番2先から 久留米市大善寺町宮本50 番4先まで	9.0 ～ 13.8	10.0
			後	久留米市大善寺町宮本53 番2先から 久留米市大善寺町宮本50 番4先まで	9.0 ～ 9.2	

福岡県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米 柳川線	前	三潞郡大木町大字上牟田 口3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで	13.5 ～ 15.2	146.5
			前	三潞郡大木町大字上牟田 口3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで	13.5 ～ 24.2	
			後	三潞郡大木町大字上牟田 口3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで	13.5 ～ 16.4	146.5
			後	三潞郡大木町大字上牟田 口3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで	13.5 ～ 24.9	

福岡県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米 柳川線	三潞郡大木町大字上牟田口3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで

福岡県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米 柳 川 線	前	柳川市蒲生1126番先から 柳川市蒲生1041番2先まで	13.0 ～ 17.4	395.0
			前	柳川市蒲生1126番先から 柳川市蒲生1041番2先まで	11.5 ～ 17.4	402.0
			後	柳川市蒲生1126番先から 柳川市蒲生1041番2先まで	13.0 ～ 17.4	395.0
			後	柳川市蒲生1126番先から 柳川市蒲生1041番2先まで	11.5 ～ 17.4	402.0

福岡県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	久留米 柳 川 線	柳川市蒲生1126番先から 柳川市蒲生1108番6先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この告示の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
令和元年11月11日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 （仮称）ドラッグストアモリ豊前恒富店
 - 所在地 豊前市大字恒富72番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

- 大規模小売店舗を新設する日
令和2年7月12日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,380平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	53

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物敷地北側	8

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北東側	40

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物北東側	6.64

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地北西側及び北東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
糟屋郡新宮町	平成28年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字三代の一部	令和元年11月11日

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、市町村の換地計画を令和元年11月14日付けで適当であると決定したので、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

市町村名	換地計画に係る地域名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
香春町	田川郡香春町大字柿下(柿下中早田地区)	換地計画書の写し	令和元年11月26日から令和元年12月24日まで	香春町役場

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例(平成26年福岡県条例第57号)第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

(1) 化学名 1-(ベンゾフラン-6-イル)-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類

(2) 化学名 1-(ベンゾフラン-4-イル)-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類

(3) 化学名 (1-シクロヘキシルメチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第69号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和元年11月24日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県宿泊税条例施行規則（令和元年福岡県規則第29号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県宿泊税条例（令和元年福岡県条例第21号）の制定に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和元年11月19日

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年11月26日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
上城井土地改良区	令和元年11月15日

警察本部

福岡県警察本部告示第72号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、携帯電話使用等対策の推進等に係る審査基準等（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和元年11月26日

福岡県警察本部長 高木 勇人

1 意見を募集する審査基準等（案）

(1) 審査基準

ア 運転免許（試験により判断する場合以外の場合）（道路交通法（以下「法」という。）第84条第1項関係）の基準（案）

イ 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）（道路交通法施行令第33条の6第1項第1号ハ関係）の基準（案）

ウ 小児用の車の確認（道路交通法施行規則第1条第2項第1号関係）の基準（案）

(2) 処分基準

ア 運転免許の取消し、効力の停止（法第90条第5項関係）の基準（案）

イ 運転免許の取消し（法第90条第6項関係）の基準（案）

ウ 運転免許を受けることができない期間の指定（法第90条第9項関係）の基準（案）

エ 運転免許を受けることができない期間の指定（法第90条第10項関係）の基準（案）

- オ 運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更（法第91条関係）の基準（案）
- カ 運転免許の取消し、効力の停止（法第103条第1項関係）の基準（案）
- キ 運転免許の取消し（法第103条第2項関係）の基準（案）
- ク 運転免許の取消し、効力の停止（法第103条第4項関係）の基準（案）
- ケ 運転免許を受けることができない期間の指定（法第103条第7項関係）の基準（案）
- コ 運転免許を受けることができない期間の指定（法第103条第8項関係）の基準（案）
- サ 自動車等の運転禁止（法第107条の5第1項関係）の基準（案）
- シ 自動車等の運転禁止（法第107条の5第2項関係）の基準（案）
- ス 自動車等の運転禁止（法第107条の5第9項関係）の基準（案）
- 2 意見募集期間
令和元年11月15日から同月25日まで
- 3 30日を下回る意見提出期間を定めた理由
上記1の審査基準等の改定（案）は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）の一部の施行等に伴い、本年12月1日にこれを施行（以下「施行日」という。）するものであるが、令和元年11月8日に警察庁から改定モデル審査基準等が示されるなど、施行日までに30日以上意見提出期間を定めることが困難であることから、行手条例第38条第1項の規定に基づき、30日を下回る意見提出期間を定めて意見公募手続を実施するものである。
- 4 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。